具体的かつ詳細な随意契約理由について（物品等）

No.	案　件　名　称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	瓜破斎場　ガスヒートポンプ空調機修繕	産業用機器	大阪瓦斯株式会社	1,676,220	令和8年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－

随意契約理由書

1　案件名称

　瓜破斎場　ガスヒートポンプ空調機修繕

2　契約の相手方

　大阪瓦斯（株）

3　随意契約理由

　本修繕は、瓜破斎場に設置しているガスヒートポンプ空調機（以下、「当該設備」という。）の故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから部品の取替後、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

　当該設備は、都市ガス３社（東京瓦斯（株）、大阪瓦斯（株）、東邦瓦斯（株））とガスエンジンメーカー５社（ヤンマーエネルギーシステム（株）、（株）アイシン、パナソニック（株）、三菱重工サーマルシステムズ（株）、ダイキン工業（株））の共同研究により開発されたものである。

　当該設備は、構造が複雑でかつ専門性が高く、機器動作における機能面、安全面については共同開発業者しか熟知できていない。さらに専用部品・油脂等による維持管理に必要な部品の入手は他社では不可能であり、 修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせるためにも、製造者または開発に関与しており、保守作業等を実施できる事業者でなければならない。

　当該設備は、パナソニック（株）製であるが、同社は保守作業を実施していないことを確認している。よって、本来であれば保守作業が可能な都市ガス３社において見積徴取等を実施するところであるが、東京瓦斯（株）及び東邦瓦斯（株）においては本修繕に関する大阪市の入札参加資格がなく、また、営業拠点も遠方にあることから対応することができない。よって、本修繕を実施できるのは大阪瓦斯 （株）のみである。

　上記理由により、大阪瓦斯（株）と特名随意契約を行う。

4　根拠法令

　地方自治法施行令　第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

　環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園）　　（電話番号　06-6630-3136）